

3. 協議会規約の一部改正

3-1 協議会規約の一部改正

(1) 要旨

- 本市では平成23年から、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規程にもとづき、地域公共交通計画の作成および実施に関し必要な協議を行うことを目的とする法定協議会として、「青梅市公共交通協議会」を設置しています。
- 今後、「青梅市地域公共交通計画」にもとづく施策を円滑に進めるため、現行の協議会に「地域公共交通会議」の機能を併設しようとするものです。
- 地域公共交通会議の機能を併設することにより、運行の形態、事業計画などの協議を経て、新たな公共交通の導入に係る手続きの簡素化、弾力化が期待できます。
- 既存の青梅市公共交通協議会の委員に加え、運転者団体(労働組合等)の代表を追加します。
- なお、本規約に直接記載はありませんが、令和6年度以降「(9) 国土交通省関東運輸局 東京運輸支局長が指名する者」として、同首席運輸企画専門官(輸送担当)を追加します。

(2)新旧対照表

青梅市公共交通協議会規約(改正案)

改正後	現行
<p>第3条 協議会は～中略～目的とする。 <u>また、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客輸送の確保その他旅客の利便増進を図り、地域の実状に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための機能も具備する。</u></p>	<p>第3条 協議会は～中略～目的とする。</p>
<p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)～(4) 略 <u>(5) 地域の実状に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関すること。</u> <u>(6) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること。</u> <u>(7) 前6号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p>	<p>第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)～(4) 略 <u>(5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p>
<p>第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(9) 略 <u>(10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者</u> <u>(11) 学識経験者その他協議会が必要と認める者</u></p>	<p>第7条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)～(9) 略 <u>(10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者</u></p>
<p><u>付 則</u> <u>この規約の一部改正は、令和6年3月29日から施行する。</u></p>	

3-2 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議分科会の設置について

(1)要旨

- 令和5年4月に改正された道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行うにあたり、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、協議を行う必要があります。そのため、「青梅市公共交通協議会」の分科会として「運賃協議分科会」の設置に係る規程等を整備します。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- ▶ 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- ▶ また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調ったときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。
- ・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。
 - 地域公共交通会議の要綱に
 - ①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加
 - ②「運賃協議分科会」や「運賃協議WG」にて協議を行う旨の規定の追加
 - その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。
- ・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。
 - ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。
 - ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議が必要となります。

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ () 内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、③と④は併せて実施。※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

○その他

- ・道路運送法の手続きにおいて、「協議会において協議が調った書類（以下、「証明書」）」を提出いただくところですが、運賃協議会で協議が調った事項についても証明書を作成いただき、運賃及び料金の設定（変更）届出に添付下さい。
- ※事業計画や運行計画についての証明書とは別に協議運賃についての証明書を作成いただくイメージです。

出典：国土交通省資料

(2)規程(案)

青梅市公共交通協議会協議運賃分科会設置規程（案）

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項の規程に基づき、地域における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線もしくは営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議およびその他調整を行うため、青梅市公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する組織及びその運営に関し、協議会規約及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本規程による分科会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称を協議運賃分科会（以下「運賃分科会」という。）とする。

(協議事項)

第3条 運賃分科会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の運賃等に係る事項
- (2) 運賃分科会の運営方法その他運賃分科会が必要と認める事項

(委員)

第4条 運賃分科会の委員は、協議会規約第7条の規定に基づき、協議会会長からの指名を受けた者により構成する。なお、第4号にあっては法第9条第4項第4号の規定に基づき、青梅市長からの指名を併せて受けた者とする。

- (1) 青梅市長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長が指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者

(会議)

第5条 運賃分科会の会議は、協議会規約第9条の規定に準じるもののほか、会長が必要と認める場合も実施できるものとする。ただし、会議は原則として公開しないこととして、運賃分科会が認めた場合は、公開することができる。

- 2 運賃分科会は、協議会会長が必要があると認めるときは、協議会規約第7条で規定する学識経験者その他協議会が必要と認める者を対象として、運賃分科会に出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 運賃分科会において協議が調った事項については、その結果を青梅市公共交通協議会に報告する。また、運賃分科会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 運賃分科会の事務局は、協議会規約第12条に準じることとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関して必要な事項は、協議会会長が定める。

(附則)

この規程は、令和6年3月29日から施行する。